

電子機器による調査書の作成及びその取扱いについて

福島県教育委員会

1 電子機器による調査書の作成について

各中学校は、電子機器（パーソナルコンピュータ等）により調査書を作成し、高等学校に提出することができるものとする。

ただし、その場合には、福島県教育委員会が作成し、10月中旬に福島県教育庁高校教育課のホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>）に掲載する「令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書」（W o r d 形式、一太郎形式、E x c e l 形式）（以下「電子文書様式」という。）をダウンロードして使用し、電子文書様式を変更することのないよう、以下の留意事項に基づいて作成するものとする。

（1）入力上の注意

- 電子文書様式のページ設定（文字数と行数、余白、用紙サイズ等）を変更しない。
- 各欄の大きさや行数を変更しない。
- 各欄の項目名など電子文書様式に記入してある文字については変更しない。

ただし、義務教育学校後期課程においては学年を示す数字を、また、学校名の末尾が「学校」以外である学校においては様式内の「学校」を、適宜変更することを可とする。

- 各欄に入力する文字の大きさは全角で9～11ポイントとする。数字については半角も可とする。

（2）出力上の注意

- A4判用紙に印刷する。
- 紙質は44.5kg程度の上質紙（一般のコピー用紙程度）とする。

（3）その他

- 電子文書様式と同一の様式であれば、中学校における校務支援システムから出力されたものを正式な調査書として提出することができるものとする。
- 電子文書様式の各欄の記載内容については、県立高等学校入学者選抜実施要綱説明会において説明する「調査書記入上の注意」に従って記入する。

2 電子機器により作成された調査書の受理について

各高等学校は、電子機器により作成された調査書についても受理するものとする。

ただし、各高等学校は、提出された調査書が上記の電子文書様式に適合したものであるかどうかを確認し、様式の変更等があるものについては、高等学校長の判断で再提出を求めることができるものとする。

なお、出力機器の違いにより微差が生じたものについては、やむを得ないものとする。

3 外部記憶媒体の保管・管理について

各中学校は、電子文書の調査書が保存されたU S B メモリ等の外部記憶媒体の取扱いについて、個人情報に係る機密保持に遺漏がないよう、その保管・管理に十分に配慮するものとする。

4 その他

電子文書様式を使用した調査書の取扱いについて疑義が生じた場合には、各中学校長及び各高等学校長は、県教育委員会と協議するものとする。